

全日制教室棟・体育館照明設備LED化工事仕様書

1. 工事名 7 佐工工第1号

佐賀工業高等学校全日制教室棟・体育館照明設備LED化工事

2. 工事場所

佐賀県佐賀市緑小路1番1号 佐賀県立佐賀工業高等学校

3. 工事概要

・既存照明設備をLED器具への改修工事及び既存照明器具撤去処分

※設置場所ごとに照明器具支持金物費を含めること。

※取替箇所は、別紙【内訳書】に記載。

4. 工事期間

契約締結日より令和8年3月2日(月)までとする。

5. 工事遂行上の諸注意

①本仕様書に記載の事項及び疑義が生じた場合は、監督員と受託者が協議の上、監督員の指示に従い、工事を遂行するものとする。

②本工事を適正かつ円滑に実施するため、受託者は監督員と常に密接な連絡を取り、工事の方針、条件の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面(打合せ記録簿)に記録し、監督員・受託者協議を行うものとする。

③監督員が必要と認めた時は、工事中止をすることがある。この場合の変更については、監督員・受託者協議の上、定めるものとする。

④工事期間とその時間については学校運営に支障が生じないように十分に監督員と協議を行うこと。

⑤移動式足場(体育館内)を使用すること。

⑥LED化工事については、動作確認(点灯確認)・照度測定、調整し結果報告書を提出すること。また、体育館天井の平均照度は現況を下回らないこと。

⑦産業廃棄物処分費を含めること。

6. 図面の貸与

受託者は、本工事に必要と認められる資料については、発注者から貸与を受けるものとするが、亡失、汚損、破損等のないように取り扱いに留意し、善良な管理をもって保管しなければならず、本工事完了後は、遅延なく発注者に返却するものとする。

7. 損害に対する責任

受託者は、本工事中または工事後といえども、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずるとともに、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

8. 成果品および提出部数

①工事写真・・・1部

②保証書(メーカー保証)・・・1部

※保証期間については、1年以上とする。(LED照明器具)

③産業廃棄物を処分したことがわかる資料・・・1部

9. 完了検査

①受託者は完成検査を受けるに際し、完了通知書を提出の上、発注者の検査を受け、対応が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと対応を行うものとする。

②対応にかかる費用については、全て受託者の負担とする。

10. 工事写真等の提出先

〒840-0841 佐賀市緑小路1番1号
事務室 工事担当者